

田原市漁業近代化資金利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、田原市に在住する漁業者等に対し、融資機関が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、融資機関が漁業者等に貸し付けた漁業近代化資金に係る利子について、田原市漁業近代化資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することにより、漁業者等の資本装備の高度化を図り、もってその経営の近代化の促進に寄与することを目的とする。

(法令の適用)

第2条 利子補給金の交付については、この要綱に定めるもののほか、漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）及び愛知県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年規則第42号。以下「県規則」という。）の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において「漁業者等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 漁業を営む個人
- (2) 漁業生産組合
- (3) 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が3,000トン以下であるもの
- (4) 水産加工業を営む個人
- (5) 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であるもの又はその資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下であるもの
- (6) 漁業協同組合
- (7) 漁業協同組合連合会
- (8) 水産加工業協同組合

(9) 第2号、第3号及び第5号から前号までに掲げる者のほか、前各号に掲げる者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人で、次に掲げるもの

ア 水産業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、前各号に掲げる者又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの（漁業又は水産加工業を行うものを除く。）

イ 水産物の保蔵、運搬又は販売の事業その他の水産業の振興に資する事業を主たる事業として営む会社であつて、前各号に掲げる者が、株式会社にあつては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有し、持分会社（同法第575条第1項に規定する持分会社をいう。）にあつては業務を執行する社員の過半を占めているもの（漁業又は水産加工業を営むものを除く。）

ウ 法人でない団体（漁業又は水産加工業を営むものにあつては、その事業に常時従事する者の数が300人以下であるものに限る。）であつて、第1号又は第3号から第5号までに掲げる者がその主たる構成員となつており、かつ、代表者、代表権の範囲その他農林水産大臣の定める事項について農林水産大臣の定める基準に従つた規約を有しているもの

2 この要綱において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合

(2) 水産業協同組合法第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ

行う漁業協同組合連合会

(3) 水産業協同組合法第93条第1項第1号の事業を行う水産加工業協同組合

(4) 農林中央金庫

3 この要綱において「漁業近代化資金」とは、漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化に資するため、融資機関が当該漁業者等に対して貸し付ける資金（漁船の改造、建造又は取得に要するもの、漁具、養殖施設、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設その他の施設の改良、造成又は取得に要するもの及び成育期間が通常1年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に要するものに限る。）で県規則に定めるものをいう。

（承認）

第4条 利子補給金は、県規則第7条第1項の規定による利子補給の承認（次条を除き、以下「承認」という。）を受け、当該融資機関により貸付けの決定を受けた漁業近代化資金に係る利子について交付するものとする。

（利子補給額等）

第5条 交付すべき利子補給金の額（以下「利子補給金額」という。）は、4月1日から9月30日まで（以下「前期」という。）及び10月1日から翌年3月31日まで（以下「後期」という。）のそれぞれの期間における漁業近代化資金につき、県規則別表に掲げる漁業近代化資金の種類ごとに、その期間中の毎日の貸付最高残高を合算した額をその年の日数で除して得た額に利子補給率を乗じて得た額とする。ただし、予算の定める額を上限とする。

2 前項の毎日の貸付最高残高は、漁業近代化資金の償還期限（県規則第9条第1項の規定により償還期限の変更の承認を受けたときは、その変更の承認を受けた償還期限）を経過した未償還を含まないものとする。

3 第1項の利子補給率は、年1パーセント以内で市長が定める率とする。

4 利子補給金の交付対象となる期間は、漁業近代化資金が貸し付けられている期間に相当する期間で、1年を上限とする。

(交付の申請)

第6条 融資機関は、利子補給金の交付を受けようとするときは、承認を受けた漁業近代化資金のうち前期に貸し付けたものについては翌年10月10日までに、後期に貸し付けたものについては翌々年の4月10日までに田原市漁業近代化資金利子補給金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に利子補給金内訳書(様式第2号)及び委任状兼同意書(様式第3号)を添付し、市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、申請書を受けた場合は、その内容を審査し、及び漁業近代化資金を貸し付けた漁業者等に市税の滞納がないことを確認し、適当と認めるときは、利子補給金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をするものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定をしたときは、田原市漁業近代化資金利子補給金交付決定通知書(様式第4号)により融資機関に通知するものとする。

(貸付け及び償還の報告)

第8条 融資機関は、承認を受けた漁業近代化資金を漁業者等に対して貸し付けたとき及び当該漁業者等から当該貸付金の償還があったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(交付)

第9条 交付決定を受けた融資機関は、利子補給金の交付を受けようとするときは、田原市漁業近代化資金利子補給金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該融資機関に利子補給金を交付するものとする。

(利子補給金の振込み)

第10条 融資機関は、前条第2項の規定により利子補給金の交付を受けたときは、当該交付を受けた日から15日以内に当該漁業者等の口座へ振り込み、振込完了報告書(様式第6号)によりこれを市長に報告しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、又は交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 漁業近代化資金の貸付けを受けた漁業者等が、当該貸付金をその目的以外に使用したとき、又は漁業者等でなくなったとき。

(2) 融資機関が、承認を受けた日から1月以内に漁業近代化資金を貸し付けず、又は承認を受けた漁業近代化資金の貸付要件に違反して漁業者等に貸し付けたとき。

(3) 融資機関が、偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。

(4) 融資機関が、県規則第9条第1項の規定に違反して漁業近代化資金の償還期限、据置期間又は償還方法を変更したとき。

(延滞金)

第12条 融資機関が、前条の規定により利子補給金の返還を命ぜられ、これを期限までに納付しなかったときは、その期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年14.6パーセントの割合で計算した額の延滞金を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

2 延滞金の計算の基礎となる未納付額が100円未満であるときは前項の規定は適用せず、未納付額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てて計算するものとする。

(報告の徴収及び調査)

第13条 市長は、利子補給を行う漁業近代化資金について必要があるときは、融資機関に対し報告を求め、漁業近代化資金に関する融資機関の帳簿、書類その他必要な物件を調査することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに承認を受けたものについては、この限りでない。

(経過措置)

- 3 渥美町の編入日前に渥美町漁業近代化資金利子補給要綱の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項を附則第3項とし、同項の前に1項を加える改正規定は、同年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項本文の規定による改正後の田原市漁業近代化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成31年4月1日以後に田原市漁業近代化資金利子補給金の交付を申請するものについて適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

田原市漁業近代化資金利子補給金交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

(申請者)

融資機関 所在地

名 称

代表者氏名

下記のとおり、 年度 (期分) の田原市漁業近代化資金利子補給金の交付を申請します。

記

利子補給金交付申請額 金 _____ 円

(添付書類)

- 1 利子補給金内訳書 (様式第2号)
- 2 委任状兼同意書 (様式第3号)

様式第3号 (第6条関係)

委任状兼同意書

年 月 日

田原市長 殿

住所

氏名

私は、次の者を代理人と定め、田原市長から交付を受ける田原市漁業近代化資金利子補給金の請求及び受領する一切の権限を委任します。

また、田原市漁業近代化資金利子補給金の交付決定に当たり、私の税務情報を調査することに同意します。

融資機関 (所在地)

(名 称)

(代表者氏名)

様式第4号 (第7条関係)

田原市漁業近代化資金利子補給金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった 年度（ 期分）の田原市漁業近代化資金利子補給金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 利子補給金交付決定額 金 _____ 円
- 2 利子補給金の対象となる資金の用途は、 年 月 日付けの申請書のとおりとする。
- 3 交付条件

融資機関は、利子補給金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を利子補給金を交付した年度の翌年度から起算して10年間、整備保管しておかなければならない。

様式第5号 (第9条関係)

田原市漁業近代化資金利子補給金交付請求書

年 月 日

田原市長 殿

融資機関 (所在地)

(名 称)

(代表者氏名)

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった田原市漁業近代化資金
利子補給金(期分)を下記のとおり請求します。

記

利子補給金交付決定 (確定) 額 金 _____ 円

様式第6号 (第10条関係)

振込完了報告書

年 月 日

田原市長 殿

融資機関 (所在地)

(名 称)

(代表者氏名)

下記の金額を田原市漁業近代化資金利子補給金 (期分) として _____ ほ
か _____ 名に 年 月 日付けで当該口座へ振り込みました。

記

金 _____ 円